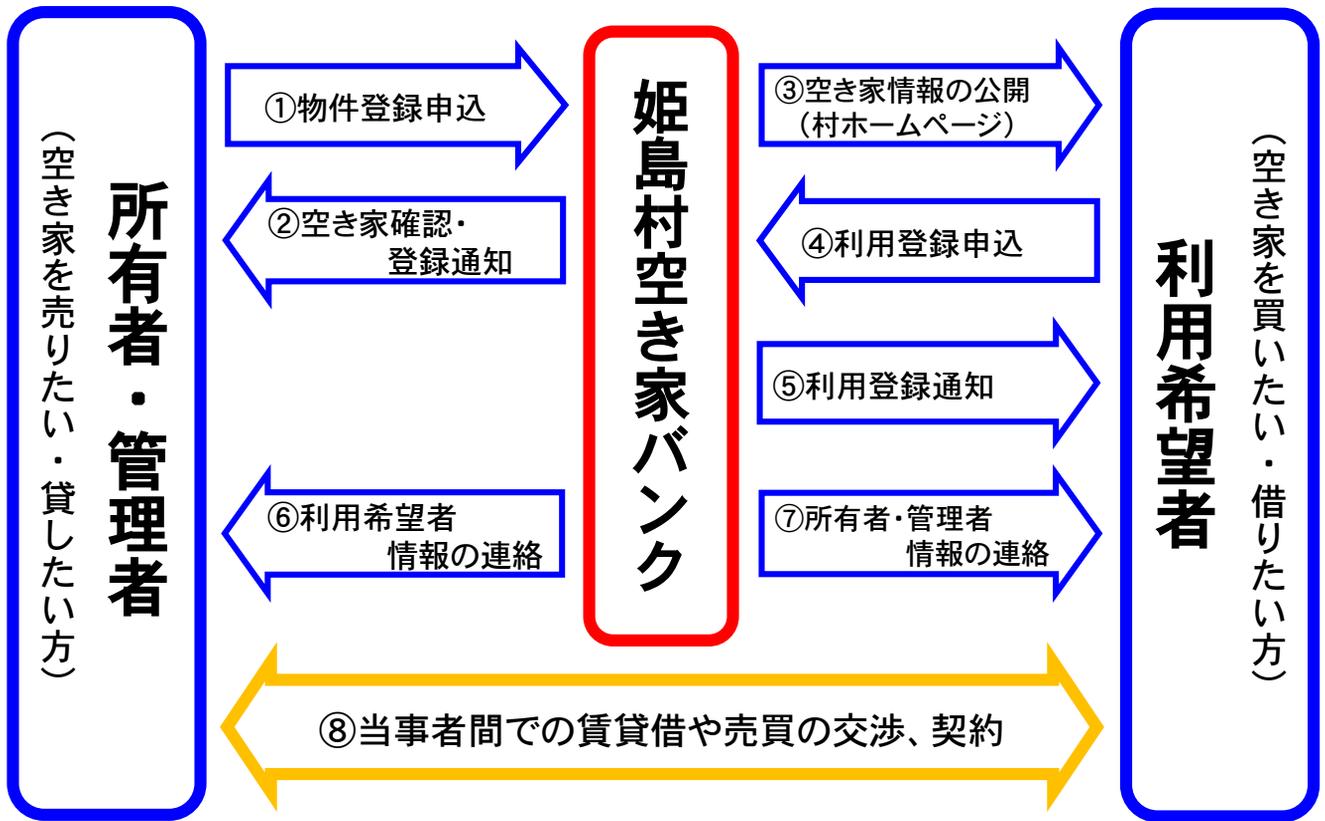


姫島村空き家バンク事業フロー図



(用語の定義)

- (1) 空き家
村内に、居住、店舗及び事務所を目的に建築された建物のうち、現に使用していないもの（使用しなくなる予定のものを含む。）であって、良好な管理状態にあるもの及びその敷地等をいう。
- (2) 姫島村空き家バンク
村内に存する空き家及び利用希望者に関する登録を通して、空き家登録者及び利用登録者に対して情報提供を行う仕組みをいう。
- (3) 所有者
土地や建物の登記簿又は課税台帳に所有者として記載されている者、若しくはその相続人等で、空き家について所有権又は売却若しくは賃貸を行うことができる権利を有する者をいう。
- (4) 利用希望者
本村への移住・定住を目的として空き家の利用を希望する者をいう。